主

原判決を破棄する。

被告人A1、同A2、同A3、同A4、同A5、同A6、同A7、同A8、同A9及び同A10を各懲役一年六月に処し、被告人A11、同A12、同A13、同A14、同A15、同A16、同A17、同A18、同A19、同A20、同A21、同A22、同A23、同A24、同A25、同A26、同A27、同A28、同A29同A30、同A31、同A32、同A33、同A34、同A35、同A36、同A37、同A38、同A39及び同A40を各懲役一年に処する。

但し被告人全部に対しいずれもこの裁判確定の日から二年間右刑の執行 を猶予する。

理由

本件控訴の趣意は末尾に添付した横浜地方検察庁検事山本清二郎作成名義の控訴 趣意書に記載されているとおりであり被告人らの答弁は、弁護人山内忠吉、同岡崎 一夫連名作成名義及び弁護人馬場数馬作成名義の各答弁書記載のとおりであるか ら、ここにこれを引用する。

検察官の控訴の趣意第一点及び第二点について

原判決が被告人らの業務妨害の犯行として認定した事実によれば、被告人らは共 謀の上、B労働組合C支部D車掌区分会及び同支部D電車区分会等の同盟罷業によ E線の電車運行が停止されていた昭和二十四年六月十日、国鉄当局の業務命令 に服することなく、その管理を排除し、D駅において信号掛の職員に強要して信号を変更させる等の方法により、ほしいままに六輌編成電車を被告人A31が運転して同駅収容線から引き出し、「人民電車」「F1行」等の表示をつけ、他の被告人の一部もこれに乗車し、同日午後六時二十分ないし二十四分に次に変更し、F 1駅までの間を往復運転し、更にD駅において被告人A35が代つて運転し、同駅 とF2駅との間を往復運転し、また翌十一日午前七時三十六分ないし三十八分こ ろ、前同様国鉄新橋管理部の業務命令に反し、前同様の方法により、被告人A36 が運転して、D駅収容線から六輌編成の電車を引き出し、前同様の表示をつけ、他 の被告人の一部がこれに乗車して同駅を発車し、F3駅まで運転したというのであって、なお記録及び当審の事実審理の結果によれば、被告人らが六月十日右人民電 車を運行させたため、国鉄新橋管理部をしてF4駅、F5駅等において他の電車の 運転整理を実施し、数本の山手線電車の運行を停止させ、又F6駅F7駅間の山手 線、E線併用区間において、他の電車との時隔を特に短縮せしめる事態を生じたこ と、並びに六月十一日の人民電車は、新橋管理部の指令により、送電を停止する措 置により、F3駅において停車させられたものであることを認めることができる。 そこで右人民電車の運行により、電車の往来に危険を生ぜしめたか否かを審究す るに、刑法第百二十五条の電車往来危険罪は、何らかの方法により、電車の衝突、脱線、顛覆等安全な電車の往来を妨げるおそれある状態を作為することによつて成 立するものであり、その事故発生が必然的、蓋然的たることを要せず、もとより実 害を生ずることは必要としないものと解すべきところ、原判決は先ず、業務命令に 反して電車を運行させても、事故防止に関する諸規則、慣行に従つて運行している 限り、たとえ危険が発生してもそれは違法の危険ではないとし、人民電車の場合 は、正規の資格を有する運転士、車掌が乗車し、これらの者が業務上必要な注意を 用いて、しかも国鉄所定のダイヤに基いて運行させたこと、六月十日の人民電車の 運行により、他の電車の運転整理、時隔短縮、一閉塞区間二電車存在等の事態が生じたが、業務命令に従つて運行する正規の電車の場合でも、事情により運転整理を行うことあり、また一閉塞区間二列車存在、又は時隔が一・二分に短縮される場合 もあるのだから、これらの事態が生じたからといつて六月十日の人民電車の運行が 違法な危険を生ぜしめたとは認められない、六月十一日の場合は前記同盟罷業によ り、人民電車の前後を運行する電車がなかったのであるから電車の往来に何等危険

発生するものではなく、運行電車の進路における踏切、電力、駅構内の作業、施設 及び一般交通者と当該運行電車との間に生ずる事態も原因となつて発生するおそれ あること経験則上明白であるから、たまたま同盟罷業により、E線上を運行する他 の電車がなかつたからといつて電車の往来に事故発生のおそれが全くないとは断定 できない。またたとえ原判決のいう如く、電車の運転整理、一閉塞区間二列車存 在、時隔短縮等の事例が通常の電車運行の場合にも存在するとしても、そもそも電 車の運転整理は正規の運転計画に基く電車の運行が何等かの事情によつてみだれ、 ダイヤ面のとおり正確に運行することができなくなつた場合、そのことによつて事 故発生のおそれがあるので、これを未然に防止するために統括機関においてとる応 急措置であり、また運転計画に基く平常の電車間に特に時隔の近接する場合には厳 重な条件を定めて事故発生を防止する方法を講じているのであつて、即ちこれらの 場〈要旨第二〉合はいずれも電車の運行について危険が予想される特別の場合である こと証拠上明白である。それ故本件人民〈/要旨第二〉電車の場合に統括機関が運転整 理、送電停止等の措置をとつたことは、人民電車の運行が、電車の往来に危険を生ぜしめた証左に外ならないのであつて、通常の場合にも運転整理、時隔短縮等の事 例があるから、本件人民電車の場合も危険が認められないとか、違法でないとかい う原判決の見解は失当である。むしろ通常の場合においては、運転整理の原因とな る電車も、整理を受ける他の電車も、又時隔短縮の各電車も、すべて運転計画に基 く正規の電車であるから、統括機関において十分これを掌握しているのであり、他 の電車又は作業の関係者にも予期されているものであるから、時隔短縮、運転整理 等によって甚しい混乱を生ずることなく、統括機関もダイヤに基き関係電車の状況と睨み合せ、迅速適確な方法を講じて事故発生を防止することができるのであるが、統括機関の掌握せずその命令に従わない本件人民電車については、同機関とし てはその運行の目的、方法その他同電車に関する状況は一切事前にこれを知ること ができず、従つて事前に迅速適確な計画を樹てて関係方面に指揮連絡することが不 能であり、わずかに各方面からの事後報告をうけて応急的に事故防止の手段を講じ たに過ぎないこと証拠上認め得るところであつて、同じく時隔短縮、運転整理とい つても、本件の場合は通常の場合に比し、一層高度の危険が生じたものといわなけ ればならない。

要するに原判決が前記のように被告人らの人民電車の運行が国鉄の業務を妨害した事実を認めながら、電車の往来に危険を生ぜしめた事実がないと認定したのは、法律の解釈を誤り、延いて事実を誤認したものであつて、この誤認は明らかに判決に影響を及ぼすものと認められるから、論旨は理由があり、原判決はこの点において全部破棄を免れないものである。

(その他の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 中村光三 判事 滝澤太助 判事 久永正勝)